答 申 第 1 2 5 号 平成 20 年 7 月 30 日

神 戸 市 長 矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会 会長 佐 伯 彰 洋

神戸市情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について (答 申)

平成20年2月8日付神建総業第138号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「神戸市北区山田町小河(A)(B)(C)(D) 昭和33年頃に上記の土地を分筆した時の測量図、契約書等一切」の公開請求に係る公文書を保有していないことによる非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

「神戸市北区山田町小河(A)(B)(C)(D)

昭和33年頃に上記の土地を分筆した時の測量図、契約書等一切」

の請求について、実施機関が請求の趣旨に該当する公文書を保有していないとして非公 開とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

(1) 異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市情報公開条例に基づいて、以下の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「神戸市北区山田町小河(A)(B)(C)(D)

昭和33年頃に上記の土地を分筆した時の測量図、契約書等一切」

- (2) 市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求について、公文書を保有していないことによる非公開の決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、不存在とされた文書の公開を求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 20 年 1 月 29 日付の異議申立書、平成 20 年 3 月 18 日付の意見 書及び平成 20 年 6 月 30 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

平成 20 年 1 月 24 日神建総業第 129 号による非公開決定処分について、不服を申立てる。(B)及び(D)に係る契約書等並びに(A)(B)(C)(D)を分筆した測量図が見当たらないのは、市民の税金で買収した土地なのに、一体どういう管理体制を講じておられるのか。また、昭和 57 年法務局提出の土地所在図において(B)が明示されていないが、そんな杜撰な行政では一市民としても疑問がある。(B)がどこにあるのかはっきりしてほしい。

情報公開制度は、公開すべき文書が存在していることが前提となるのではないのか。 その文書の内容が、公開すべきでないという理由で非公開にするのなら納得できる。不 存在だから非公開だと言われたら、あまりにもこの制度が設けられた意図に反している と思う。対象とする公文書が不存在だから非公開だというこの「不存在」について、次 のことが考えられる。 (B)及び(D)の分筆測量図及び契約書等は作成されていなかった。この場合、 当時道路として同時に買収した他の土地も測量図等が保管されていないのかどうか。

作成されていたが、保管中に紛失した。この場合、水害、火災等により滅失したのならば理解できるが、保管中に紛失したのならば神戸市は責任重大である。

「不存在」だから非公開だとするのは、存在していても神戸市にとって都合の悪い文書は全部不存在を理由に公開しないことができてしまう。よって、「不存在」という理由で非公開ができるとしたら、「市民の知る権利及び権利利益の救済を図る」ための情報公開申立て制度を設けた意味合いがない。

今回、この制度があったから、当該文書を紛失していることが判明し、また、土地所在図が昭和59年6月11日に作成し、その図面の中に(B)が記載されていないでたらめな図面を法務局に提出していることがわかった。基となる測量図を紛失しているのに、昭和59年6月11日に(C)を再度(E)に分筆しているが、このときに現地において(A)の土地を侵害している。正しい境界は神戸市が一方的に決めるのか。測量図や隣地の立会いでもって決めるのが当然ではないか。当該文書を紛失しているが、「不存在」ということだけで済まされると困る。今後どういう処置を講じて、公開制度の申立てがあった場合に対処するのか説明してほしい。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 20 年 2 月 27 日付の非公開理由説明書、平成 20 年 4 月 21 日 における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件請求以前に申立人より、当該土地周辺の境界明示等について疑義が示され、本市との間で協議を続けてきたところである。本市でもその経緯を把握するために、当時の用地取得に係る決裁、土地売買契約書、分筆図面等の書類について調査を行い、可能性のある場所すべてを約2ヶ月かけて探したが、当該物件にかかる書類が見つからなかった。申立人にもその旨をすでに伝えているが、その後、申立人より公文書公開請求がなされたものである。

本件請求に対して、該当書類を探した結果、見当たらないため、対象となる公文書は不存在であるとして非公開決定したものである。その後、申立人は非公開決定に対して、「公金支出により取得した土地であるにもかかわらず、公文書管理のあり方に疑問を抱かざるを得ない」ことを理由に、申立てがなされたものである。

本件請求以前に協議を行っていた段階での当該事案に係る公文書を探す過程において、 昭和32年度当時の公文書管理台帳には当該事案に係る公文書の記載がなく、永年保存文 書として文書引継ぎする際の文書引継台帳にも同じく記載がなかった。

一方、法務局備付の登記簿等を参照した結果、上述物件中、(B)及び(D)の土地については、売買により神戸市に所有権移転がなされているという事実を確認している。

しかしながら、本事案自体が 50 年前のことであり、当時の担当者等に状況を確認することができないため、現時点では公文書が見つからない明確な理由は不明であると言わざるを得ない。

本件決定は、現に文書が存在しないという事実に基づいて決定した処分である。また、「公文書管理のあり方」の問題は残るものの、異議申立制度の趣旨は本来、「公文書公開制度によって市民の知る権利を尊重し、当該公文書公開請求に対する処分に対して、行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、市民の権利利益の救済を図るためのもの」であり、「公文書管理のあり方の問題」を理由とした異議申立ては「市民の知る権利の保障」という面では申立制度の趣旨になじまないと考える。

しかしながら、本件申立てとは別の場面で議論されるべき問題ではあるものの、申立 人の指摘する「公文書管理のあり方」という問題については真摯に受け止めなければな らないことと考えており、今後も引き続き、公文書の管理についてはさらなる徹底を図 るように努めてまいりたい。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

本件の争点は、申立人が公開請求をした

「神戸市北区山田町小河(A)(B)(C)(D)(以下「本件土地」という。)昭和33年頃に上記の土地を分筆した時の測量図、契約書等一切」(以下「本件請求資料」という。)の存否である。

以下検討する。

(2) 本件請求資料の存否に関する実施機関からの事情聴取について

実施機関によると、法務局の登記簿では、本件土地のうち神戸市北区山田町小河(B)については昭和33年5月23日付で同年3月15日売買を原因とする神戸市への所有権移転登記を、また、同(D)については昭和33年7月21日付で同年3月15日売渡を原因とする神戸市への所有権移転登記がされており、昭和33年当時に上記2筆の売買契約は成立しており、上記2筆の買収に関する土地売買契約書、決裁文書等を作成していたことは相違ないとしている。

実施機関としては、申立人が公開請求される以前から本件土地について官民境界の確認を求められており、実施機関としても経緯を把握するため、昭和33年当時の水呑

木津線用地の買収に関係する公文書について、約2ヶ月にわたり担当課事務室、本庁舎書庫等をすべて探索したが、その結果、水呑木津線用地の買収に関係する公文書については、昭和30年度から35年度にかけて計10冊、同じく昭和57年度から60年度にかけて計8冊の用地買収に関係する公文書を永年保存文書として保存していることを確認したが、これらの公文書はすべて本件土地以外の用地買収に関係する公文書であり、本件請求資料を探し出すことはできなかったとしている。また、本件請求資料については当時の公文書管理台帳及び文書引継台帳にも記載されていなかったとしている。

(3)事情聴取の結果について

本件土地のうち2筆について、登記簿情報から神戸市との土地の売買は成立しているものと認められることから、登記に必要な土地売渡証書は作成されていたものと推測されるが、実施機関の主張のとおり、2ヶ月かけて検索した結果、水呑木津線用地の買収に関係する公文書18冊の保存が確認できたにもかかわらず、本件請求資料を発見することができず不存在という結論に至ったとの実施機関の主張は不相当とは言えず、本件請求資料が存在していることを窺わせる事実を確認することはできなかった。本件については、昭和33年当時、神戸市では文書保存規程(昭和32年4月1日訓令甲第2号)によって文書の適正な分類と保存期限を定め、文書が不用意に廃棄されること等のないように文書の的確な整理保存をすることを義務づけており、本件土地以外の水呑木津線用地の買収に関係する公文書がすべて永年保存されていることからすると、当然に本件請求資料も永年保存されてしかるべきであり、その所在が不明であることは、当時の文書管理・保存の方法が極めて不適切であったと言わざるを得ない。

実施機関は公文書管理規程に基づき、適切な公文書管理に努めるべきである。

(4)結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考)審査の経過

年 月 日	審査会	経過
平成 20 年 2 月 8 日	-	* 諮問書を受理
平成 20 年 2 月 27 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 20 年 3 月 18 日	-	* 申立人から意見書を受理
平成 20 年 4 月 21 日	第 216 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成 20 年 6 月 30 日	第 218 回審査会	* 申立人から意見を聴取 * 審議
平成 20 年 7 月 14 日	第 219 回審査会	*審議